答弁書受領

六月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一提出原木シイタケの復興対策の促進に関する質問に対する答弁書（第一三四号）

参議院議員糸数慶子提出森本敏防衛大臣の沖縄の基地問題等への見解に関する質問に対する答弁書（第一三五号）

参議院議員三田龍平提出脳死下臓器摘出に関する質問に対する答弁書（第一三六号）

参議院議員福島みずほ提出原子力災害対策特別措置法及び原子力災害への対応に関する質問に対する答弁書（第一三七号）

報告書提出

六月十五日委員長から次の報告書を提出した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第一七号）審査報告書

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

六月十五日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　江崎　孝　　補欠　小見山幸治

法律公布奏上及び通知

六月十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

死因究明等の推進に関する法律

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

六月十五日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十三年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十三年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

また、同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十三年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

また、同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十三年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十三年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十四年度観光施策」についての文書を受領した。

また、同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成二十三年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月十八日セーシェル国の国祭日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の6の21の規定において準用する第77条の6の6の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の6の21の規定において準用する第77条の6の16第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月19日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第3号

財団法人尾道海技学院

会長　村瀬　保文

広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

2．変更しようとする事項

(1)　登録講習実施機関の名称

変更前：財団法人尾道海技学院

変更後：一般財団法人尾道海技学院

(2)　登録講習事務を行う事務所の名称

変更前：財団法人尾道海技学院

変更後：一般財団法人尾道海技学院

3．変更しようとする日　平成23年10月5日

4．変更の理由　平成23年10月5日付けで特例民法法人から一般財団法人に移行のため

安全担当者登録講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第91条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月19日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

安全担当者登録講習実施機関第4号

財団法人関門海技協会

会長　来島

山口県下関市東大和町二丁目3番25号

2．変更しようとする事項

(1)　登録講習実施機関の名称

変更前：財団法人関門海技協会

変更後：一般財団法人関門海技協会

(2)　登録講習事務を行う事務所の名称

変更前：財団法人関門海技協会

変更後：一般財団法人関門海技協会

3．変更しようとする日　平成24年4月1日

4．変更の理由　平成24年4月1日付けで特例民法法人から一般財団法人に移行のため

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十四年六月十九日

中部運輸局長　甲斐　正彰

一　(一)　登録年月日　平成二十三年八月二十三日

(二)　登録番号　中部小教第五号

(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　登録小型船舶教習所　GコンパスICE

(四)　住所　愛知県名古屋市中川区丸米町一丁目一〇〇番地の一

(五)　代表者の氏名　松田　邦宏

(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

登録小型船舶教習所　GコンパスICE　愛知県名古屋市港区小碓二丁目一〇二番地

(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

特殊小型船舶操縦士第一種教習所